

第 50 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数—特別受益分考慮の有無別—全家庭裁判所

	総 数	有	無	不 詳
件 数	8 994	827	7 440	727

(注) 共同相続人中に民法 903 条所定の特別受益者がいて、遺産の分割に当たりその特別受益分が考慮された事件を「有」に計上している。

第 52 表 遺産分割事件のうち認容・を除く) —遺産の内容別

遺産の価額	総 数	土 地	建 物	現 金 等	動 産 そ の 他	土 地 ・ 建 物	土 地 ・ 現 金 等
総 数	8 951	934	145	1 116	70	1 745	572
	(5 608)	(491)	(66)	(606)	(37)	(976)	(355)
1 0 0 0 万円 以下	2 894	564	116	536	43	760	188
	(1 574)	(292)	(53)	(268)	(22)	(409)	(114)
5 0 0 0 万円 以下	3 827	270	19	440	16	733	270
	(2 573)	(163)	(11)	(269)	(12)	(440)	(167)
1 億 円 以下	1 076	38	2	67	2	110	60
	(745)	(12)	(1)	(34)	(1)	(63)	(44)
5 億 円 以下	557	13	-	26	-	38	27
	(382)	(9)	-	(8)	-	(20)	(18)
5 億 円 を 超 え る	51	-	-	-	-	5	1
	(26)	-	-	-	-	(1)	(1)
算 定 不 能 ・ 不 詳	546	49	8	47	9	99	26
	(308)	(15)	(1)	(27)	(2)	(43)	(11)

(注) () 内は、代償金を支払う旨の定めがされた件数で、内数である。「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等をいい、遺産を換価した場合も含む。

第 51 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立で寄与分の定めがあった事件数—寄与分の遺産の価額に占める割合別寄与者別—全家庭裁判所

寄与者	総 数	10 % 以 下	20 % 以 下	30 % 以 下	50 % 以 下	50 % を 超 え る	不 詳
総 数	21+	9	43	19	22	6	34
配 偶 者	18	5	4	2	2	-	5
子	166	73	36	12	17	5	23
そ の 他	33	15	3	5	3	1	6

(注) 1件の遺産分割事件で、寄与分の定めがあった者が複数の場合には、定められた寄与分の遺産に占める割合が大きい方を優先して集計し、それが同じ場合には配偶者を優先して集計した。

調停成立件数（「分割をしない」
遺産の価額別—全家庭裁判所

土 動 産 地 そ の 他	建 物 ・ 現 金 等	建 動 産 物 そ の 他	現 動 産 金 等 の 他	土 現 地 産 ・ 金 建 物 ・ 等	土 動 地 産 ・ 建 物 ・ 他	土 動 地 産 ・ 現 金 等 ・ 他	建 動 物 産 ・ 現 金 等 ・ 他	土 現 動 地 産 産 ・ 金 等 建 物 ・ の 他
36	164	20	167	2 689	195	67	41	990
(18)	(119)	(13)	(112)	(1 840)	(137)	(47)	(23)	(768)
11	59	6	43	445	39	11	5	68
(4)	(35)	(3)	(27)	(269)	(25)	(5)	(2)	(46)
17	72	11	79	1 343	95	35	19	408
(12)	(58)	(7)	(56)	(950)	(66)	(24)	(11)	(327)
3	18	2	20	466	27	10	9	242
(1)	(14)	(2)	(11)	(332)	(21)	(9)	(6)	(194)
1	3	-	15	211	21	5	1	196
-	(2)	-	(11)	(149)	(16)	(4)	(1)	(144)
-	2	-	2	18	2	-	-	21
-	(1)	-	(2)	(7)	(1)	-	-	(13)
4	10	1	8	206	11	6	7	55
(1)	(9)	(1)	(5)	(133)	(8)	(5)	(3)	(44)